

問合せ先

商工振興課 商工労政係 担当 小山

内線：2954

電話：0739（26） 9970（直通）

令和8年9月28日

田辺市商工振興課

課長 鍋屋 安則

梅不作等に対する支援施策延長について

平素は、当課の事業につきまして多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、梅の不作及び降ひょう被害等の影響により厳しい経営環境にある市内梅干製造事業者の事業継続を金融及び雇用の両面から下支えするため、下記のとおり支援施策の対象期間を延長しますので、報道方よりお願いいたします。

詳細につきましては、別紙をご確認ください。

記

- （別紙 1）梅不作等に対する支援施策延長について
- （別紙 2）田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給制度のご案内
- （別紙 3）田辺市梅干製造業雇用維持支援補助金

以上

梅不作等に対する支援施策延長について

梅の不作及び降ひょう被害等の影響により厳しい経営環境にある市内梅干製造事業者の事業継続を金融及び雇用の両面から下支えするため、田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給補助金及び田辺市梅干製造業雇用維持支援補助金の対象期間について、制度終了時期を令和 8 年 9 月 30 日までとしていたものを、令和 9 年 3 月 31 日まで延長する。

1. 田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給金

制度創設	R 6 年度 (1 月補正)
目 的	県融資制度を利用する梅干製造業者の利子負担を軽減し、事業継続・経営安定を図る
対象者	梅干製造業者で、市内事業所で事業を営むもの又は市内に本店・支店を有する法人
支援内容	支払利子に対し、年 1.0%以内を利子補給する。補給期間は 3 年間
対象融資	和歌山県中小企業融資制度「経営支援資金（一般枠）」
対象融資期間	R 6 年 10 月 1 日から <u>R 9 年 3 月 31 日まで</u> (延長)

2. 田辺市梅干製造業雇用維持支援補助金

制度創設	R 7 年度 (9 月補正)
目 的	不作及び降ひょう被害に伴う一時的な休業等や事業活動の縮小に際し、労働者の雇用維持を図る事業主を支援する
対象者	国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた市内の梅干製造業者等
支援内容	休業実施時の休業手当額の額等の 6 分の 1 (市上限単価は日額 2,277 円【R 8 年 8 月現在】)。国の助成金に係る一つの対象期間につき上限 50 万円
対象休業期間	R 7 年 10 月 1 日から <u>R 9 年 3 月 31 日まで</u> (延長)

田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給制度のご案内

制度の概要

令和6年度の紀州南高梅の大不作及び物価高騰等の影響を受けている梅製造業者を支援することを目的として、和歌山県中小企業融資制度のうち、経営支援資金（一般枠）の融資を受けた方について、その支払利子額に対して一定割合の利子補給を行います。

1. 対象者の要件

- ① 梅干製造業を営んでいる事業者
- ② （個人事業主）市内に住所を有する者で、市内の事業所で事業を営むもの
（法人）商業登記法（昭和38年法律第125号）または組合等登記令（昭和39年政令第29号）に規定する登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人
- ③ 下記の2に掲げる融資を受けている者
※令和6年10月1日から令和9年3月31日までに融資が実行されていること
- ④ 市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること

2. 対象となる融資制度

実施機関	融資名	資金使途	融資対象
和歌山県	経営支援資金（一般枠）	設備資金又は運転資金	知事が定める不況業種（野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く））を主たる事業とする者

3. 利子補給率等

利子補給利率	1. 0%以内
補助期間	3年間
利子補給の対象となる融資の限度額	8000万円以内

申請手続

当該年度の利子支払終了後に申請をしていただきます（年度ごとに申請が必要です）。

下記の申請書類を「田辺市商工観光部商工振興課」又は「各行政局産業建設課商工観光係」へご提出下さい。利子支払実績等を確認後、申請頂いた方に利子補給補助金を直接お支払いいたします。

《申請書類》

- ①利子補給金交付申請書 ②利子補給金請求書 ③利子支払済額証明書・支払済額明細書
 - ④支払額明細表（又は償還計画表） ⑤市税完納証明書（国民健康保険税を含む） ⑥履歴事項全部証明書
 - ⑦梅干製造事業の概要がわかる書類
- ※ ①～③の所定用紙は、市役所商工振興課にて用意しています。
ただし、③については、所定事項を記入し、金融機関により証明を受ける必要があります。また、金融機関所定の様式であっても、融資実行日、年利、返済期間等のほか、月々の支払済額が明示されており、当該金融機関の証明を受けたものであれば代用可能です。
- ※ ④については、融資借入の際、金融機関にて発行されるものです。
- ※ ⑤については、市役所収納課にて交付の申請（証明手数料200円が必要です）を行い発行してもらってください。
- ※ ⑥については、履歴事項全部証明書は申請者が法人の場合に限ります。和歌山法務局田辺支局にて交付の申請を行ってください。
- ※ ⑦については、事業所の場所や名称、内容等がわかる書類を提出してください。
- ※ 利子補給の対象となる融資かどうかを判断するため、金融機関に確認を行う場合があります。

お申込み・お問い合わせ

田辺市 商工観光部 商工振興課

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9903

田辺市梅干製造業雇用維持支援補助金

梅の不作及び降雹被害に伴う一時的な休業等や事業活動の縮小により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して補助金を支給します。

補助対象者

国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた梅干製造業者
要件：①市内の事業所（休業等を実施）で事業を営む個人事業主、または、法人
②市区町村税を完納していること。
補助金額の算定は令和7年10月1日から令和9年3月31日の休業等が対象となります

補助額

休業等を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額の6分の1（市上限単価日額2,277円）

× 対象労働者の月間休業等の延べ日数

※ 1つの対象期間あたりの上限額500,000円
※ 市上限単価日額は国の「雇用調整助成金」の改定により変動することがあります

【補助割合のイメージ】

※市上限単価を超える場合は下記の支給割合とはなりませんのでご注意ください。

企業規模：中小企業

支給日数 （※1）	教育訓練実施率 （※2）	助成率	教育訓練加算 （※3）
累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間まで	-	2/3	1,200円

休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額		
国 2/3（4/6）	市 1/6	企業 1/6

支給日数	教育訓練実施率	助成率	教育訓練加算
累計の支給日数が30日に達した判定期間の次の判定基礎期間から	1/10未満	1/2	1,200円
	1/10以上1/5未満	2/3	1,200円
	1/5以上	2/3	1,800円

休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額		
国 1/2（3/6）	市 1/6	企業 2/6
国 2/3（4/6）	市 1/6	企業 1/6
国 2/3（4/6）	市 1/6	企業 1/6

※1 支給日数＝判定基礎期間の休業等の延日数を対象労働者で除した数
※2 教育訓練実施率＝休業等の延日数のうち、教育訓練を実施した日数の割合
※3 教育訓練加算は市の補助対象外

詳細や様式の取得について

補助金の詳細については、田辺市梅干製造業者雇用維持支援補助金の申請要領をご確認ください。申請要領及び申請書は田辺市商工振興課の窓口、及び市ホームページ「田辺市 商工振興課」から取得できます。

田辺市 商工振興課

検索

申込期限

国の助成金の支給決定を受けた日の翌日から起算して60日以内または令和9年10月31日のいずれか早い方に交付申請書と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）
※国の「雇用調整助成金」の交付決定を受けた支給対象期間ごとに、速やかに本補助金の申請を行ってください。

申請受付・問い合わせ先

田辺市商工観光部商工振興課
〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5-1
TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9903